

上川町地場産品ブランド化事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

この「上川町地場産品ブランド化事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）は、上川町（以下「委託者」という。）が実施する上川町地場産品ブランド化事業（以下「本事業」という。）の事業者の選定に関して、必要な事項を定めるものである。

1. プロポーザルの目的

この公募型プロポーザルは、受託者を決定するにあたり、価格のみではなく、事業者の実績や経験、企画力など、受託者としての適格性・事業遂行への技量などを見極めるために行うもので、プロポーザルに参加する事業者（以下「プロポーザル参加者」という。）が提出した企画提案書等の内容を評価し、最も高い評価を受けたプロポーザル参加者を受託者として選定する。

2. 事業の概要

(1) 事業名

上川町地場産品ブランド化事業

(2) 事業目的

上川町におけるアイヌ文化、文様、工芸品、地域資源等を活かし、地場産品のブランド化、商品開発、販路創出及びアイヌ文様デザインの適正な取扱いに係る仕組みづくりを行うことを目的とする。

(3) 事業内容

別添「事業仕様書（以下「仕様書」という。）」による。

(4) 予算上限額

5,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 選定方法

公募型プロポーザル方式による選定

3. 応募の資格要件

応募にあたっては、以下のすべての要件を満たしているものとする。

- (1) 当該事業の実施年度において、上川町の入札参加資格者として認定されていること。
- (2) 法人格を有し、本委託事業を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続きの申し立てがなされて

いない者

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (8) 参加希望書の提出日において、国又は地方公共団体その他の公共機関から競争入札における指名停止措置を受けていない者。

4. スケジュール(予定)

実施内容	期日
公募開始	令和8年5月18日
実施要領等に関する質問受付期日	令和8年5月22日 17時まで
質問回答期日	令和8年5月25日
参加表明書等の提出期日	令和8年5月27日 17時まで
ヒアリング通知	令和8年5月28日
企画提案書の提出期日	令和8年6月4日 17時まで
ヒアリング審査	令和8年6月8日
受託者の決定通知	令和8年6月中旬予定
委託契約締結	令和8年6月中旬予定

5. 公募に係る留意事項等

- (1) 公募場所：上川町ホームページ
- (2) 実施要領等に関する質問及び回答

①質問の方法

社名、担当者名、電話番号、メールアドレス、質問内容を簡潔にまとめ、電子メール本文に打ち込み提出するものとする。（その他の方法による受付は行わない。）

②回答方法

質問に関する回答は、質問回答期日に質問者に対して電子メールで回答を行う。

(3) 参加表明書等の提出

①提出の方法

応募者は、参加表明書（様式1）及び必要書類を持参又は郵送で提出するものとする。なお郵送による場合は、電子メールによる連絡を併せて行うこと。

②提出書類

- ・参加表明書（様式1）
- ・会社の概要がわかるもの（様式は任意）例：パンフレット、商業登記簿等

(4) 企画提案書等の提出

①提出の方法

応募者は、企画提案書（任意）及び必要書類を持参または郵送で提出するものとする。なお郵送による場合は、電子メールによる連絡を併せて行うこと。

②提出書類

提出書類は以下のとおりとする。

企画提案書は、様式等は任意とし、分かりやすく簡素なものを作成すること。

- ・企画提案書（A4版） / 提出部数7部（正本1部、副本6部）
- ・事業実施体制表（様式2） / 提出部数7部（正本1部、副本6部）
- ・事業委託見積書（事業委託中の本事業にかかる費用を見積もり、消費税及び地方消費税を加算した額を記載） / 提出部数1部

6. 企画提案の審査方法

選定委員会において、提案内容に対するヒアリング等を実施した上で、別紙の評価基準により企画提案書等を評価し、合格点が最も高い企画提案を選定する。ただし、最高得点者であっても、審査委員会が本業務を適切に実施できる見込みがないと判断した場合は、受託候補者として選定しないことがある。また、応募者が1者の場合であっても審査を実施し、最低基準点を満たす場合に限り、受託候補者として選定する。なお、最高点の企画提案が複数あるときは、選定委員会での協議の上選定する。

(1) 提案内容に対する説明及びヒアリング

- ・場 所：上川町役場
- ・その他：詳細及び留意事項等については、応募者に別途通知する。

応募者の説明は、提出済みの企画提案書等で行うこととする。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、採択・不採択にかかわらず電子メールで通知することとし、電話等による問合せは応じない。なお、当該結果について、異議申し立てることはできない。

7. 契約の方法

- (1) 原則として、契約候補者の企画提案書等の記載内容が契約締結時の業務内容となるが、本業務の目的達成のため、契約候補者との協議により、内容を修正・追加する場合がある。
- (2) 契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わないときは、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となった事業者を契約候補者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結することとする。

8. その他の留意事項

- (1) 企画提案書は、仕様書に記載する事業に関し、具体的な提案をすること。
- (2) 予算の範囲内において仕様以外の事業についても、目的の達成のため有益・必要であるものは、積極的に提案すること。
- (3) 企画提案書等の作成、提出等に要する費用は、応募者負担とする。
- (4) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、企画提案を無効とする。
- (5) 提出期限以降における企画提案書等の記載内容の変更、応募に必要な書類等の差し替えや再提出は認めない。
- (6) 提出された書類は、応募者に無断で本プロポーザルの目的以外使用しない。
- (7) 提出された企画提案書等は一切返還しない。
- (8) 応募者は、参加表明書の提出をもって、この要領及び仕様書の記載内容を承諾したものとす。

9. 問合せ先（本事業担当）

〒078-1753 北海道上川郡上川町南町 180 番地

上川町役場未来想造課ふるさと応援係

TEL (01658) 2-4063 FAX (01658) 2-1220

Mail km-furusato@town.hokkaido-kamikawa.lg.jp